

# 島根県レクリエーション協会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、島根県レクリエーション協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定する所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、レクリエーションの総合的な普及振興及びレクリエーションに関する活動を行う団体に対する支援を行い、もって県民の心身の健康と明るく豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) レクリエーション活動の普及奨励を図る
- (2) 会員及びレクリエーション活動を行う団体の育成支援と相互の連絡調整を行う
- (3) 関係機関・団体との連携を図る
- (4) 県民参加型の事業を開催する
- (5) レクリエーション活動の指導者を養成する
- (6) 情報収集と調査、研究をする
- (7) 広報及び啓発を行う
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行う

## 第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する島根県内におけるレクリエーション活動を行う団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会对し特に功労のあった者で、常任理事会の議決をもって推薦された者

2 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 地域団体 地域におけるレクリエーション活動を総合的に推進する団体
- (2) 種目団体 各種レクリエーション活動及び生涯スポーツの種目を統括する団体
- (3) 領域団体 その他、レクリエーションに関する活動を行う統括団体

(入会及び退会)

第6条 会員の入会及び退会についての必要な事項は、常任理事会の議決を経て別に定める。

(会 費)

第7条 会員は、理事総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 会員が既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(資格喪失の理由)

第9条 会員は次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 解散または死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事総会において構成員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 年会費を2年以上滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長1名
- (5) 常任理事7名以内
- (6) 理事 正会員及び連携団体の団体数を超えない人数及び会長指名若干名。(内、理事長、副理事長、常任理事含む) なお、連携団体とは、本会の目的達成のため密接に係る行政等の関係機関・団体をいう。
- (7) 事務局長1名
- (8) 監事2名

2 事務局長と理事は兼ねることができる。

(役員を選任)

第12条 会長は、常任理事会で選出し、理事総会で承認する。

2 副会長は、常任理事会で選出し、理事総会で承認する。

3 理事長は、理事総会で互選し、会長がこれを委嘱する。

4 副理事長は、理事総会で互選し、会長がこれを委嘱する。

5 常任理事は、理事総会で互選し、会長がこれを委嘱する。

6 理事は、正会員及び連携団体から各々1名選出し、会長がこれを委嘱する。ただし、会長が特

に必要と認めるときは、理事総会の同意を得たうえ、別に理事を指名し、委嘱することができる。

7 事務局長は、理事総会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。

8 監事は、理事総会の議決を経て選出し、会長がこれを委嘱する。

#### (職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事総会の議決に基づき業務を掌握する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 常任理事は、本会の業務を執行する。

6 理事は、理事総会において議決するとともに、本会の事業を推進する。

7 事務局長は、本会の事務を処理する。

8 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 本会の財務を監査する。

(2) 財務について不正の事実を発見したときは、これを理事会 常任理事会及び評議員会 理事総会へ報告する。

(3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会 常任理事会の招集を請求する。又は評議員会 理事総会を招集する。

#### (役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中であっても、理事総会において、4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 顧問及び参与

#### (選 任)

第16条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与の任期は2年とする。

(職 務)

第17条 顧問及び参与は、本会の運営及び事業の推進について意見を述べ、又は必要な助言、協力を行う。

## 第5章 会 議

(種 別)

第18条 本会の会議は、理事総会及び常任理事会とする。

2 理事総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) その他本会の運営に関する重要事項

3 常任理事会は、この規約に規定するもののほか次の事項を議決し、又は処理する。

- (1) 理事総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 理事総会に提出する議案に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の案、事業報告及び収支決算の案の作成
- (4) その他理事総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(構 成)

第19条 理事総会は、役員をもって構成する。

2 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び理事長が必要と認める役員をもって構成する。

(開 催)

第20条 理事総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時理事総会は、会長が必要と認めたとき、又は総理事数の3分の1以上もしくは監事から、会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときに開催する。

3 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったときに開催する。

(招 集)

第21条 理事総会は、会長が招集する。

2 常任理事会は、理事長が招集する。

3 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、14日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(議 長)

第22条 理事総会の議長は、会長とする。

2 常任理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第24条 会議における表決事項は、第20条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事総会の議事は、この規約に規定するもののほかは、出席者の過半数をもって決する。
- 3 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(表決権等)

第25条 理事総会における理事、常任理事会における役員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむ得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員総数及び出席者数（表決委任者数を付記する）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び選任された議事録署名者2名が、記名押印または署名しなければならない。

## 第6章 資 産

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 助成金及び寄付金品
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他の収入

(管 理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、常任理事会の議決により定める。

## 第7章 会 計

(会計の原則)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事総会の議決により定める。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は常任理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第33条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、常任理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び補正)

第34条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事総会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事総会の承認を得なければならない。

## 第8章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、理事総会において構成員の3分の2以上の同意を得なければ、変更することはできない。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第37条 本会は業務遂行上必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

(組織及び運営)

第38条 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な事務局員を置く。

(職員の任免)

第40条 事務局員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第41条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第42条 この規約の施行について必要な規程は、常任理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 付 則

- 1 昭和43年6月2日制定の島根県レクリエーション協会規約は、廃止する。
- 2 この規約は、平成6年3月22日から施行する。
- 3 平成10年6月20日 一部改正する。
- 4 平成11年3月19日 一部改正する。
- 5 平成14年1月29日 一部改正する。
- 6 平成14年1月29日に一部改正・施行した島根県レクリエーション協会規約は、廃止する。
- 7 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成20年6月7日から施行する。
- 9 この規約は、平成22年5月15日から施行する。
- 10 この規約は、平成30年4月1日より施行する。

## 島根県レクリエーション協会会員規程

この規程は、島根県レクリエーション協会規約（以下「規約」という）第6条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関する事項について定める。

### （入 会）

第1条 新たに本会の正会員になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

- (1) 入会申請書（様式第1号）
- (2) 団体規約
- (3) 役員名簿
- (4) 加盟組織又は支部組織の一覧、もしくは会員名簿
- (5) 当該年度の事業計画及び収支予算書

2 新たに本会の賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定められた会費の納入をもって会員となるものとする。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

### （義 務）

第2条 正会員は、団体ごとに1名の理事を選任しなければならない。

2 正会員 の代表者は、選任した理事の氏名、住所及びその団体における役職名を本会会長に届ける。（様式第2号）

第3条 正会員は、毎事業年度開始からできるだけ早い時期に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を本会に提出しなければならない。

第4条 正会員は、毎事業年度終了からできるだけ早い時期に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を本会に提出しなければならない。

第5条 正会員は、本会に対し選任している理事及び当該団体の役員並びに規約、規定その他、既に本会に届け出ている事項に変更があった場合には、ただちに書面をもって届けでなければならない。（様式第3号）

第6条 正会員と賛助会員は、別に定められた会費を納入しなければならない。

### （退 会）

第7条 本会は、会員が退会の理由を付して退会届（様式第4号）を提出したときは、常任理事会の同意を経て、その退会を認めることができる。

2 団体が解散または会員が死亡した場合は、退会とする。

3 賛助会員は、会費を納入しない場合は退会とする。

(付 則)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月27日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。